

創業又は事業承継のために必要な融資を受けた方へ

五所川原市

創業者等支援 利子補給事業のご案内

五所川原市では、(株)日本政策金融公庫から創業又は事業承継のために必要な融資を受けた方へ、補給金を支給します。

ご利用いただける方(対象者)

以下の条件を満たす方が対象となります。

- ①創業又は事業承継のために必要な融資を(株)日本政策金融公庫から受けている方
- ②市内で新たに事業所を有し創業する方又は事業を譲り受け事業承継する方
- ③事業を開始する前又は事業を開始してから1年以内に創業又は事業承継に係る融資を受けている方
- ④市町村税を滞納していない方
- ⑤交付申請時に創業又は事業承継に係る融資において支払遅延損害金が発生していない方

補給金の額

創業又は事業承継に係る融資にて支払われた約定利息の1回目から12回目までの全額(償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までの額)

申請方法

- ①事前受付(融資決定後)
申請ご希望の方は、融資決定後に発行される支払額明細書をご持参いただき、事前受付をお願いします。12回目の利子支払いが終了した頃に商工労政課から直接ご連絡します。
- ②本申請(12回目の利子支払い終了後3ヶ月以内)
申請書(市のホームページからダウンロードできます。)に必要事項を記入の上、添付書類とともに申請窓口(商工観光課)に提出してください。
※添付書類
 - (1)公庫が発行した支払額明細書の写し
 - (2)公庫が発行した支払済額明細書の写し
 - (3)市町村税に係る納税証明書
 - (4)創業又は事業承継したことが分かる書類
個人…所得税に係る個人事業の開業届出書の写し
法人…法人税に係る法人設立届出書、事業譲渡契約書又は履歴事項証明書のいずれかの写し

申請期間

対象期間の利子の支払い終了後3ヶ月以内に申請してください。

お問合せ先

五所川原市 経済部 商工観光課

電話：0173-35-2111(内線 2572)